

県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）実施要綱に基づき、県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）を実施するために必要な事項を定める。

（補助金の申請）

第2条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業実施箇所が存する市町の区域を所管する県民局長又は県民センターの長（ただし、阪神南県民センター管内は阪神北県民局長、西播磨県民局管内は中播磨県民センター長。以下「県民局長等」という。）を經由して、知事に「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金交付申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出する。

2 補助金の交付申請額は、千円未満の端数を切り捨ての上、算出する。

（補助金の交付決定）

第3条 知事は、申請書の内容を審査して事業採択の有無、補助内容を決定し、申請者に「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金交付決定通知書」（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、決定内容を県民局長等に「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金交付決定通知書」（様式第2号の2）により通知する。

2 知事は、交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（補助金交付事業の実績報告及び補助金の請求）

第4条 前条の通知を受けて事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、事業を実施し、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は、翌年度4月10日のいずれか早い日までに県民局長等を經由して、知事に「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）実績報告書」（様式第3号）（以下「実績報告書」という。）及び「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金支払請求書」（様式第4号）（以下「請求書」という。）を提出する。

（補助金額の確定）

第5条 知事は、前条の実績報告に関わる書類審査を行い、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合は、補助金の額を確定し、「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金交付額確定通知書」（様式第5号）により、補助事業者に通知する。

（補助金の支払）

第6条 知事は、前条により補助金の額が確定したときは、速やかに補助事業者に対して補助金の支払を行う。

(概算払)

第6条の2 知事は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、決定通知書に記載した補助金額（以下「交付決定額」という。）の範囲内で概算払をすることができる。なお、この場合、概算払を受けようとする申請者は、申請書の提出時に「概算払理由書」（様式第1号の3）を提出しなければならない。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、決定通知書を受領し、事業に着手した後、請求書を知事に提出する。
- 3 知事は、前項による請求があったときは、これを審査の上、速やかに補助事業者に対して補助金の概算払を行う。

(申請内容の変更)

第7条 補助事業者は、次に掲げる申請内容の変更を行おうとする場合は、あらかじめ、「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金変更交付申請書（様式第6号）」を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）
 - (2) 交付決定額の変更
 - (3) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の内容の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く。）
- 2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により当該申請に係る変更が適当であると認めるときは、その旨を「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金変更交付決定通知書」（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(申請内容の中止)

第8条 補助事業者は、申請内容の中止を行おうとする場合には、あらかじめ、県民局長等を経由して、知事に「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）中止承認申請書」（様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）中止承認通知書」（様式第9号）により当該申請者に通知するとともに、「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）中止承認通知書」（様式第9号の2）により県民局長等に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容、これに付した条件又はこれに基づく処分に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合には、その旨を「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金交付決定取消通知書」（様式第10号）により、当該補助事業者に通知するとともに、「県民まちなみ緑化事業（維持管理支援）補助金交付決定取消通知書」（様式第10号の2）により、県民局長等に通知

するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、制限を定めて、その返還を命ずるものとする。

附 則

この要領は、令和3年8月12日から施行する。

この要領は、令和3年9月27日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。